

経理・人事部門の基本有用情報

社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 外国人とマイナンバー

平成 27 年 10 月から「個人番号」（以下「マイナンバー」）の通知が始まり、平成 28 年 1 月から、順次、マイナンバーの利用が開始されます。実務上の詳細については行政の発表を待つ部分もありますが、マイナンバーが日本に暮らす外国人に及ぼす影響について明らかになっている事項を解説します。

マイナンバー制度の目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」）第 1 条は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号の有する特定の個人を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにすること、そして、それによって行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ること、をマイナンバー制度の目的として掲げています。

外国人も例外ではありません。日本に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」*）は、出入国港において在留カードの交付を受け、居住地を定めた日から 14 日以内に、住居地の市区町村役場で住民基本台帳制度に基づく転入届を提出します（入管 19 の 7）。これによって住民票が作成されます。マイナンバー制度における「通知カード」は住民票を有する者に市区町村から送付されるので、中長期在留者にも 12 桁のマイナンバーが通知されます。

以降、中長期在留者のマイナンバーと基礎年金番号は情報システムによって照合されます。外国人が日本の永住権を申請するにあたっては、納税義務等の公的義務を果たしていることが一つの要件とされているため（永住許可に関するガイドライン）、今後は、社会保険料の納付状況がいわば自動的に確認されることが懸念されます。これを機に、脱退一時金制度の案内と共に、社会保険への加入および保険料の納付を一層指導することが大切です。

また、平成 28 年 1 月以降は、給与所得者の源泉徴収票や各種支払調書にもマイナンバーが記載されることになるため、外国人の確定申告書の提出や納税状況についても行政機関が把握することが可能となります。在留期間の更新許可申請において、納税義務を果たしていない場合には、消極的な要素として評価されます。

- * 中長期在留者とは、日本に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3 ヶ月以内の在留期間が決定された者、②「短期滞在」の在留資格が決定された者、③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者及び④これらに準ずる者として法務省例で定めるものを除く者といいます（入管 19 の 3）。

本国への帰国とマイナンバー

原則として、通知されたマイナンバーは外国人の場合であっても一生涯変わりません。中長期在留者が本国へ単純出国（再入国の許可を得ることなく出国）する場合は、在留カードと一緒に通知カードまたは個人カードを返却することになります。そして、返却と同時にマイナンバーが記載されたカードが交付され、将来、日本に再度中長期在留者として滞在することとなった際は、このカードを提示することで同じマイナンバーが交付されます。

このカードを紛失した場合は再交付の申請が可能であり、また、カードを携帯していなくても情報システムに登録されているデータから本人照合を行い、同じマイナンバーを検索・確認・交付することが可能なようです。